

H24.9.27  
NTT データ  
古 庄

## 「海洋の安全保障」《第 9 回参与会議資料》

### 海洋基本法

#### 第一章 総則

第三条 海洋の安全の確保

#### 第三章 基本的施策

第十九条 排他的経済水域等の開発等の推進

第二十一条 海洋の安全の確保

### 1.現状

- (1)EEZ 等における我が国の主権的権利を侵害
- (2)海上輸送への妨害、テロ、海賊
- (3)災害、海洋環境保全

### 2.問題

- (1)情報の共有 《海保、(JODC)、海自》
- (2)海保、海自の連携対処
- (3)シーレーンの安全確保
- (4)国際協調 (米海軍を含む)
- (5)教育・訓練不足
- (6)物流の安全確保

### 3.実施

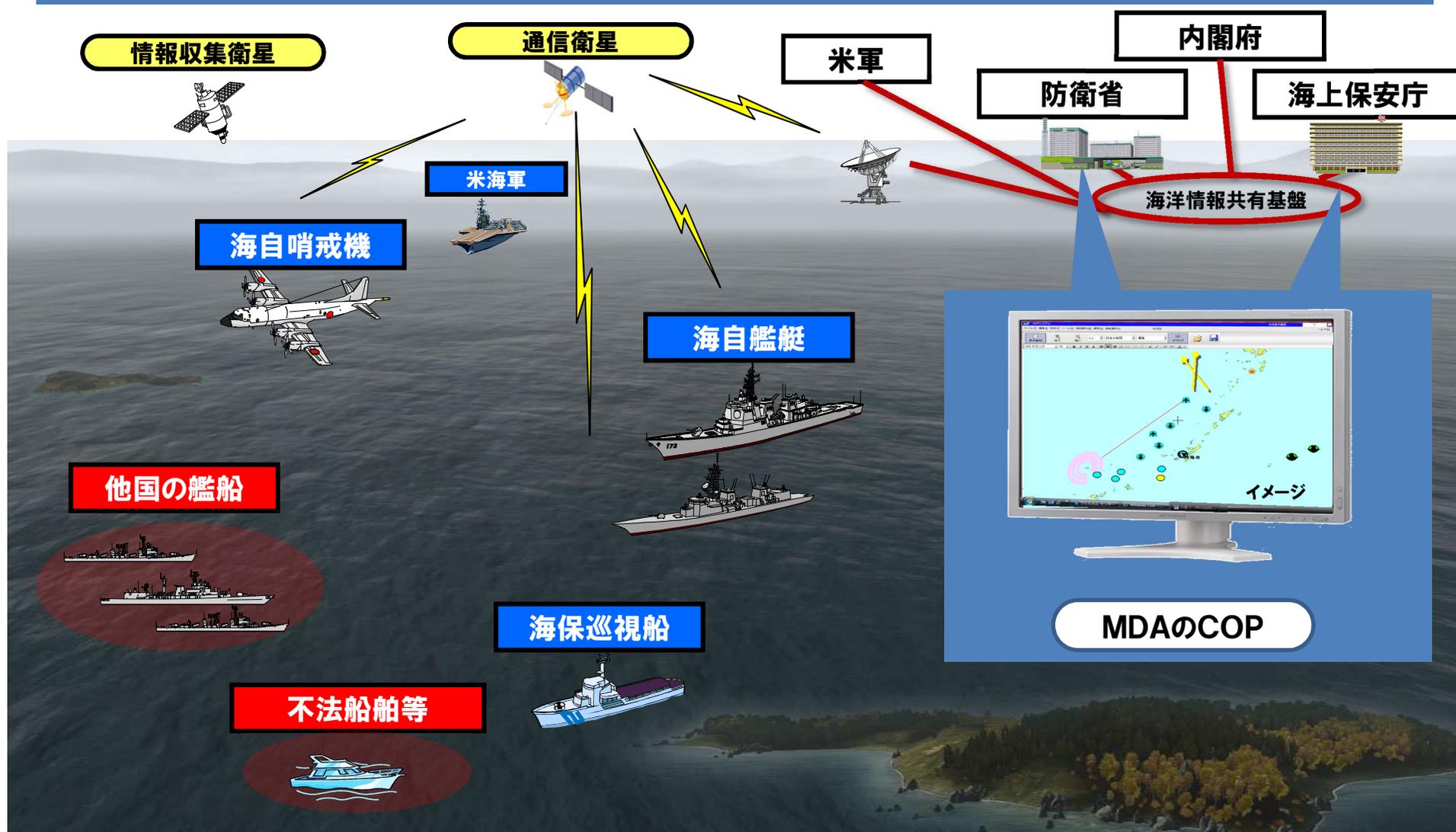
海洋基本法第十四条 法制上の措置等により

- (1)海保、海自による海洋安全確保の法整備 (自衛隊法に任務として入れる)
- (2)人的、予算的措置
- (3)海保、海自の能力向上 情報共有・・・参考資料 1
- (4)海洋に関する国際秩序及び政策を形成  
日米安保条約、日米の共同のあり方、  
中国の A2/AD に対する米国の JASBC 等

# 安全保障分野における情報共有について

参考資料1  
24. 9. 27  
(株)NTTデータ 古庄

- ・海洋領域認識(MDA)を高める
- ・COPの共有



MDA・・・Maritime Domain Awareness。安全保障、安全、経済または環境に影響を及ぼし得るグローバルな海洋環境に関連することの適切な理解、把握  
COP・・・Common Operational Picture。指揮官等が状況判断、意思決定するために各種情報を視覚的に提供する共通状況図